

○寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金交付要綱

平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱(以下「特別融資要綱」という。)に基づく資金の貸付を受けた者に対して、支払った利子の一部を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(利子補助の対象者)

第2条 利子補助の対象とする者(以下「対象者」という。)は、特別融資要綱に規定する資金使途に従って貸付を受けた者で、次に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 原則として町内に住所(法人にあっては、町内にある事業所を住所とみなす。)及び事業所を有し、かつ、現に営業している者
- (2) 町税を完納している者

(利子補助額等)

第3条 補助金は、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助の対象とする利子は、資金の貸し付けが実行されたときに締結した貸付契約に基づく利率に係る利子(以下「約定利子」という。)とする。
- 3 利子補助金の額は、特別融資要綱に基づく資金の貸付に係る毎年1月1日から同年12月31日までの間(以下「補助対象期間」という。)に融資機関に支払った約定利子の合計額の50パーセント以内とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利子補助の期間)

第4条 利子補助の期間は、対象者が融資機関との締結により、当該機関へ第1回目の返済金の払込みを行った日の属する月から5年以内とする。

2 対象者が交付申請をする際、償還金を延滞している場合は、延滞に係わる利子補助は行わない。この場合において前項に規定する期間は延長しない。

(利子補助の申請)

第5条 利子補助金の交付を受けようとする者は、寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、補助対象期間の翌年2月末日までに町長に申請しなければならない。

(1) 約定利子支払額証明書(第2号様式)

(2) 貸付金償還表又はその写し

(3) その他町長が必要と認めた書類

2 対象者が期限内に補助金の交付申請をしなかった場合は、当該申請に係る期間の補助金の交付を行わないものとする。

(決定通知書)

第6条 町長は、前条の規定による補助の申請があったときは、速やかに審査を行い、その適否を決定し、規則第4号様式により交付決定する。

(利子補助金の交付時期)

第7条 利子補助金は、補助対象期間の翌年3月末までに申請者にこれを交付するものとする。ただし、町長が特別の理由により必要があると認めたときは、この限りでない。

(届出事項)

第8条 利子補助を受けている者(以下「受給者」という。)は、利子補助期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利子補助金受給者等変更届出書(第3号様式)により速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)及び主たる業務の変更等があったとき。

(2) 融資資金を全額繰り上げ償還したとき。

(3) 貸付条件の変更があったとき。

(4) その他町長が報告を求めたとき。

(利子補助の打ち切り)

第9条 町長は、受給者が利子補助期間中に、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補助金の交付を打ち切るものとする。この場合において、利子補助金の交付は、各号のいずれかに該当することとなった日の属する月までを補助対象期間とする。

(1) 融資資金を全額繰り上げ償還したとき。

(2) 本町外に住所(法人にあっては、所在地)を異動したとき。

(3) その他町長が利子補助金の交付を打ち切ることを適当と認めたとき。

(補助決定の取消し)

第10条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補助金の交付決定を取消することができる。この場合において、既に交付した利子補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 融資機関から融資を受けた資金を目的以外に使用したとき。

(2) 利子補助金の申請に不正な行為があったとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

(実績報告)

第11条 この要綱に基づく補助事業については、規則第8条第2項の規定に基づき、実績報告書の提出を要しない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に融資機関と貸付契約を締結した者から適用する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

住 所

名 称

代表者名

印

電話番号 ( )

年度寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金交付申請書

寒川町補助金の交付等に関する規則第3条の規定に基づき 年度寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金について、交付を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

申 請 額 円

補助金振込先

金融機関名		支 店 名	支店	口座種別	普通・当座
口 座 番 号		ふりがな 口座名義			

第2号様式(第5条関係)

約 定 利 子 支 払 額 証 明 書

(あて先) 寒川町長

申請者 住 所  
名 称  
代表者名  
電話番号 ( )

借 入 金 額	円
借 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返 済 開 始 日	年 月 日
利子補助期間	年 月から 年 月まで
補助対象期間 の利子支払額	年1月1日から 年12月31日までに支払った 約定利子額 A _____ 円
利子補助金算出額	A × 50% = _____ 円 (100円未満端数切り捨て)
利子補助金申請額	円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

取扱金融機関名  
代 表 者 名

印

第3号様式(第8条関係)

利子補助金受給者等変更届出書

年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

住 所

名 称

代表者名

電話番号

( )

印

寒川町施設整備資金特別融資について、次のとおり変更したので届出します。

1 住所、氏名(法人の場合、所在地、名称及び代表者名)及び主たる業務の変更

新住所		旧住所	
新氏名		旧氏名	
新代表者名		旧代表者名	
新業務		旧業務	

変更日 \_\_\_\_\_年 月 日

2 融資資金の全額繰り上げ償還

繰り上げ償還額 \_\_\_\_\_円

完 済 日 \_\_\_\_\_年 月 日

3 貸付条件の変更

変更前条件 \_\_\_\_\_

変更後条件 \_\_\_\_\_

変更の理由 \_\_\_\_\_

変更日 \_\_\_\_\_年 月 日

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第8条関係)